

## ヨーネ病が続発しています！

牛のヨーネ病は家畜伝染病に指定され、本県では4年に1回定期検査を実施し、ヨーネ病の摘発と撲滅に努めています。

### 【県内の発生状況】

H27 峡北地域 4戸6頭患畜発生、4頭自主淘汰

H28.6月 富士東部地域 1戸1頭患畜発生、2頭自主淘汰  
(9月全頭検査実施予定)

H28.6～7月 峡北地域(続発\*) 1戸3頭患畜発生、  
1頭自主淘汰

\* 患畜が発生した農場は、年3回の全頭検査を実施することになっており、この検査で新たな患畜が確認されました。

### 【本年度管内定期検査の進捗状況】

H28.7月末現在、31戸中15戸実施。患畜1頭発生(前述)。

### ヨーネ病とは

- ・ヨーネ菌の感染による、牛、しか、水牛、めん山羊の法定伝染病。
- ・主な症状は、頑固な水溶性の下痢(間欠性)、削瘦、泌乳停止など。
- ・汚染された乳・飲水、飼料等を介して経口感染する。
- ・新生子牛は感染し易い。
- ・妊娠や分娩などのストレスが発病の誘因とされている。
- ・発病までには長期間かかり、治療方法もワクチンもない。早期摘発と淘汰が重要です。

人獣共通感染症ではないため、人には感染しません！

# 牛の飼養農家の皆様へ

病気を持ち込まない、持ち出さない、  
農場内で拡げないため、以下の点に留意してください！

牛を導入する際は…

導入予定を家保に連絡し、ヨーネ病検査を受けてください。  
検査で陰性を確認するまで、導入牛は隔離飼育してください。

日頃から牛の健康状態を観察し、異状に気付いた場合は、  
速やかに獣医師または家畜保健衛生所に連絡すること

子牛は感染し易いため、早期に成牛の群から離すこと

給与する乳は、加熱(65 以上)すること

病畜は隔離飼育し、作業後は長靴を消毒すること

病畜舎は、牛が移動する前後で必ず消毒すること

牛の糞尿及び使用した敷料は、切り返しを十分に行って、  
発酵温度(65 以上)を高めること

牛舎内(牛床、飼槽、ウォーターカップ)は、定期的に清掃、  
洗浄、消毒を実施し、清潔に保つこと(特に、分娩牛房)

農場入り口への石灰散布、牛舎入り口への踏み込み消毒槽  
の設置により、入場車両や作業靴の消毒を行うこと

農場外へ出掛ける時は、専用の履物(靴、長靴)を  
使用すること

山梨県東部家畜保健衛生所

電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間の連絡は・・・090-5535-8005

土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005 または090-5544-7868